

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月8日（平成28年（行個）諮問第96号）

答申日：平成29年7月10日（平成29年度（行個）答申第59号）

事件名：本人が申し出た公務災害についての文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年に本人が請求した公務災害についての書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月14日付け静岡労個開（決）第27-188号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 私の聴取記録に、私の発言した内容ではない記載や通し番号などのミスがあり、他者の調書と内容が混在されていると考えられます。書類作成の不手際がないか確認をしたいため。

イ 私が被った被害です。私自身に知る権利があると思います。加害職員とその場にいた職員の聴取書が、すべて黒塗りにされていますが、部分開示もできない理由がわからないため。

ウ 特定年月の上申書について、私が警察に被害届けを出した翌日であり、私自身が庶務課長に報告した内容であると考えられます。正しく報告されているか確認したい。

エ タイトル開示されない2枚の黒塗りの書類は、正々堂々と開示してほしい。

また、他事案では、特定所の相談員は求職者から相談記録の開示請求があった際に、本人の許可なく氏名を全部開示されている前例があります。職員は保護され非常勤職員は保護されないのでしょうか。

適正な審査と協議を行っていただくため、全部開示を請求します。

(2) 意見書

理由説明書3(3)イの「これらの情報が開示された場合は審査請求人が当該聴取内容に不満を抱き、関係者がいわれのない誹謗・中傷等、不当な干渉を受けることが懸念され、その関係者の権利利益を害する恐れがある」にあるような行動はこの1年半の間ありませんでした。今後もしもご心配ありません。また、理由説明書3(3)イの「これらの情報が開示された場合は、今後、同事案において関係者が率直な主張を行いにくなるなど、正確な事実関係の把握かつ詳細な情報収集が阻害され、適正な判断が困難となり、公務災害認定等の事務処理の公正で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」につきましては、是非とも正確な事実関係の調査をじゃますることはありません。

ただし、本件の調査が終了後の情報開示を希望いたします。

理由は、不服申立てをする際に必要だからです。

求職者の個人情報漏洩件数は増加傾向にあるなか、内部の情報をここまでして、守ろうとする姿勢には恐れ入りました。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成27年12月15日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年1月14日に原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年3月11日付け(同月14日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号及び7号柱書きに基づき一部不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年に本人が請求した公務災害についての書類」に記録された保有個人情報である。

(2) 原処分の妥当性について

原処分では、法14条2号及び7号柱書きに該当する部分を不開示とし、その余の部分については適切に開示されている。具体的には、不開示とした部分(及びその該当条文)は、

- ・ 審査請求人が暴行を受けたと主張する者の生年月日(法14条2号)
- ・ 同僚職員等(以下「関係者」という。)の聴取記録(法14条2号及び7号柱書き)

- ・関係者の上申書（報告書）（法14条7号柱書き）
- ・公務災害該当性の判断に関する書類（法14条7号柱書き）

であり、いずれも理由があることから原処分は妥当である。

(3) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人が審査請求書の中で述べている各主張については、以下の通り評価している。

ア 「私の聴取記録に、私の発言した内容ではない記載や通し番号などのミスなどがあり、他者の調書と内容が混在されていると考えられます。書類作成の不手際がないか確認をしたいため。」という主張については、当該調書は確かに段落番号が統一されていないものの、審査請求人の発言した内容により作成されており、他者の調書と内容を混在している事実は無い。また、そもそも当主張は開示の根拠とはなり得ないものであり、保有個人情報訂正請求にて対応すべきものである。

（なお、保有個人情報の訂正については、別途請求されている。）

イ 「私が被った被害です。私自身に知る権利があると思います。加害職員とその場にいた職員の聴取書が、全てを黒塗りにされていますが、部分開示もできない理由がわからないため」という主張については、不開示部分には、関係者の特定個人を識別することができる所属、職氏名、印影等、又は関係者からの聴取内容が含まれており、その回答は職務遂行上行われたものでなく、これらの情報が開示された場合は審査請求人が当該聴取内容に不満を抱き、関係者がいわれのない誹謗・中傷等、不当な干渉を受けることが懸念され、その関係者の権利利益を害する恐れがあり、法14条2号に該当するため不開示としたものである。

また、これらの情報が開示された場合は、今後、同事案において関係者が率直な主張を行いにくなるなど、正確な事実関係の把握かつ詳細な情報収集が阻害され、適正な判断が困難となり、公務災害認定等の事務処理の公正で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当するため不開示としたものである。

ウ 「特定月日の上申書について、私が警察に被害届けを出した翌日であり、私自身が庶務課長に報告した内容であると考えられます・正しく報告されているか確認したい」という主張については、審査請求人の憶測に過ぎず、理由がない。なお、上申書の内容は、公務災害認定に必要な内容であり、これを開示した場合は事務処理の公正で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当するため不開示としたものである。

エ 「タイトル開示されない2枚の黒塗りの書類は、正々堂々と開示して欲しい。」という主張については、当該箇所には公務災害の認定に

係る意思決定の過程に関する情報が含まれており、開示することにより公務災害に係る事務の公正で適正な遂行に支障が生じるおそれがあり、法14条7号柱書きに該当するため不開示としたものである。

オ 「他事案では、特定所の相談員は求職者から相談記録の開示請求があった際に、本人の許可なく氏名を全部開示されている前例があります。職員は保護され非常勤職員は保護されないのでしょうか。」という主張については、全く異なる種類の開示請求との比較であり、理由がない。また、求職者から相談記録の開示請求があった際に対応者の氏名を開示するのは事実であるが、これは当該情報が公務員等に関する情報であり、職務遂行に係る情報であることから、法14条2号ただし書ハの規定により不開示情報に該当しないためである。なお、この取扱いは相談員（非常勤職員）であっても常勤職員であっても変わらない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年6月8日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日 | 審議 |
| ④ | 同年7月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年6月15日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年に本人が請求した公務災害についての書類」に記録された保有個人情報であり、処分庁は、このうち、別表の2欄に掲げる部分について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としている。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

ア 通番1

当該部分は、特定労働局の担当官が、審査請求人から聴取した際の聴取記録に記載された加害者の生年月日であり、原処分において開

示されている聴取記録に記載された当該個人の氏名と合わせると法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、既述のとおり、原処分において当該個人の氏名が開示されていることから、当該部分は、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2及び通番4

当該部分は、特定労働局の担当官が、審査請求人以外の職員から聴取した際の聴取書に記載された被聴取者の氏名、生年月日及び職業（職名）であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。同号ただし書該当性について検討すると、被聴取者として聴取されることは、職務の遂行ではないことから、その氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）にいう公務員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名に該当するとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、その職業（職名）は、同号ただし書ハに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条7号柱書き該当性について

ア 通番3及び通番5

当該部分は、特定労働局の担当官が、審査請求人以外の職員から聴取した際の聴取書に記載された聴取内容であり、審査請求人が知り得るものとは認められず、これを開示すると、今後、公務災害の事案において、関係者が率直な主張を行いにくくなるなど、正確な事実関係の把握等が困難となり、公務災害認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番6ないし通番8

当該部分のうち、通番6及び通番7は、それぞれ上申書の提出者の

職氏名（元職を含む。）及び印影の部分並びにその報告内容の部分であり、通番 8 は、関係者の聴取等に基づく公務災害該当性の判断に関する内容が記載されているものである。

(ア) 通番 6 について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、上申書の提出者は、厚生労働省災害補償取扱規程による補償事務主任者であり、上申書の提出は、同取扱規程に基づき、その者の職務として行われたとのことである。また、上申書について、通番 6 が提出者の部分、通番 7 が報告内容の部分であり、下記（イ）において、通番 7 は不開示とすることが妥当であるとしていることから、通番 6 は、これを開示しても、公務災害の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(イ) 通番 7 は、公務災害発生 of 具体的状況の説明であり、審査請求人が知り得るものとは認められず、これを開示すると、今後、公務災害の事案において、関係者が適切な説明を行いにくくなるなど、公務災害認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) 通番 8 は、これを開示すると、関係者の聴取等に基づく事実認定の手法等が明らかになり、今後、公務災害認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分のうち、通番 6 は、法 14 条 7 号柱書きに該当せず、開示すべきであるが、通番 7 及び通番 8 は、同号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 2 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の 4 欄に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 通番	2 不開示とされた部分	3 諮問庁が主張する不開示情報該当性 (法14条該当号)		4 開示すべき部分
		2号	7号 柱書き	
1	10頁の聴取記録の生年月日	○		
2	13頁の聴取書の被聴取者の氏名、生年月日及び職業	○	○	
3	13頁ないし15頁の聴取書の聴取内容の部分	○	○	
4	16頁の聴取書の被聴取者の氏名、生年月日及び職業	○	○	
5	16頁及び17頁の聴取書の聴取内容の部分	○	○	
6	18頁の上申書の提出者の部分		○	全て
7	18頁及び19頁の上申書の報告内容の部分		○	
8	22頁及び23頁の不開示部分		○	